第四十二号の十七の二様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第 18 条第 33 項の規定による

中間検査引受証

第　　号

年　　月　　日

国の機関の長等　　様

指定確認検査機関名　　印

下記による特定工程に係る工事について、建築基準法第 18 条第 32 項（同法第 87 条の４又は第 88 条第１項において準用する場合を含む。）の規定による検査を引き受けたことを証明します。

記

１．確認済証番号　　第　　号

２．確認済証交付年月日　　平成　　年　　月　　日

３．確認済証交付者

４．特定工程

５．特定工程工事終了（予定）年月日　　年　　月　　日

６．検査引受年月日　　年　　月　　日

７．建築場所、設置場所又は築造場所

第四十二号の十八様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

中間検査合格証を交付できない旨の通知書

（略）

国の機関の長等　　様

（略）

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第18条第29項（同法第87条の４又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第18条第30項（同法第87条の４又は第88条第１項において準用する場合を含む。）に規定する中間検査合格証を交付できないので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　　建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であつても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として

（新設）

第四十二号の十八様式（第八条の二関係）（Ａ４）

中間検査合格証を交付できない旨の通知書

（略）

建築主、設置者又は築造主　　様

（略）

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第18条第20項（同法第87条の４又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第18条第21項に規定する中間検査合格証を交付できないので通知します。